

基安発 0423 第 1 号  
平成 24 年 4 月 23 日

東京電力株式会社  
取締役社長 西澤俊夫 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

### 東京電力福島第一原子力発電所における被ばく管理の強化等について

東京電力福島第一原子力発電所(以下「発電所」という。)における安全衛生管理対策等の徹底については、平成 23 年 12 月 22 日付け基安発 1222 第1号により通知しているところですが、今般、発電所構内におけるがれき等の処理の進展や発電所周辺における警戒区域の解除等を踏まえ、発電所構内における放射線管理の方法等について、当面の間、下記のとおりとすることとしましたので、その適切な実施を求めます。

なお、本通知の内容について、発電所構内において作業を行う各事業者にも周知をお願いします。

### 記

#### 1 基本的考え方

電離放射線障害防止規則(以下「電離則」という。)は、医療施設や原子力発電所等一定の場所に放射線源が存在している場合であって、労働者が主に屋内で作業を行うこと(計画被ばく状況)を前提とした措置を義務付けており、放射線源が点在している上に、労働者が主に屋外で作業を行うこと(現存被ばく状況)が前提となっている除染等の作業や汚染廃棄物の収集等の作業形態に応じた措置は規定していない。

このため、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う発電所の事故により放出された放射性物質の土壌の除染等の業務又は廃棄物収集等業務に従事する労働者に対する必要な防護措置として、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(以下「除染電離則」という。)を制定し、平成 24 年 1 月 1 日より施行しているところである。

発電所構内の状況については、原子炉施設並びに蒸気タービンの付属設備又はその周辺のように、計画被ばく状況にあることから電離則に基づく措置が引き続き

適切である場所が存在する一方、がれきの撤去等の進展により、屋外作業場所等、現存被ばく状況を前提とする措置が適切である場所が併存する状況となっている。

このため、発電所の長は、当分の間、次に掲げる事項に留意の上、放射線の被ばく管理等を適切に実施することが求められる。

## 2 計画被ばく状況での必要な措置

- (1) 計画被ばく状況を前提として措置を義務付ける電離則の規定が引き続き適用される場所は、発電所に属する原子炉施設(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第23条第2項第5号に規定する原子炉施設をいう。)並びに蒸気タービン及びその附属設備又はその周辺の区域であって、その線量が1時間につき0.1ミリシーベルトを超えるおそれのある場所(以下「特定施設等」という。)であること。
- (2) 特定施設等において、原子炉施設若しくは使用済燃料貯蔵槽を冷却する設備の機能を維持するための作業を行うとき又は原子炉施設の故障、損壊等により、多量の放射性物質の放出のおそれがある場合に、これを抑制若しくは防止するための機能を維持するための作業は、電離則第42条第1項第3号に該当する事故(放射性物質が多量にもれ、こぼれ、又は逸散した場合)に対応する応急の作業として、同項の区域における放射線による労働者の健康障害を防止するための応急作業(緊急作業)に該当し、電離則第7条で定める緊急作業時の被ばく限度(緊急作業期間中100ミリシーベルト)が適用されると解釈されること。
- (3) この場合、電離則第42条第1項第3号に該当する事故が継続し、(2)の緊急作業が実施される間、放射性物質がこぼれたとき等の措置を定めた電離則第28条及びその関連規定(第29条、第30条)は、適用が猶予され、同時に、非密封の放射性物質の専用室内での取扱いを定めた電離則第22条及びその一連の規定(第3条の2、第23条、第25条、第29条、第30条)も適用が猶予されること。
- (4) 退出者及び持ち出し物品に対する汚染検査に関する規定(第31条、第32条)についても、電離則第22条の一連の規定であるので適用が猶予されるが、労働者の内部被ばく防止及び汚染拡大防止のため、汚染検査を実施する必要があること。このため、発電所の長は、発電所又はその近隣に汚染検査場所を設け、汚染検査を実施すること。実施に当たっては、発電所(特定施設等を除く)の状況が現存被ばく状況であることを踏まえ、現存被ばく状況を前提として措置を義務付ける除染電離則第14条及び第15条に定める汚染検査と同様に実施すること。
- (5) 発電所の長は、電離則第1条に基づき、特定施設等において労働者が受ける被ばくをできるだけ少なくするように努めなければならないこと。このため、平成23年12月22日付け基安発1222第1号で通知された措置を適切に実施するとともに、同通知第6の3に基づき、被ばく線量を可能な限り低くするために作業計画を定め、あらかじめ、富岡労働基準監督署に放射線作業届を提出して審査を受けること。

## 3 現存被ばく状況での必要な措置

- (1) 特定施設等以外の場所において、除染等業務、廃棄物収集等業務、放射性物質により汚染された物(セシウム 137 及びセシウム 134 の濃度の合計が 1 万 Bq/kg を超えるものに限る。)を取扱う作業を行う業務(以下「特定汚染土壌等取扱業務」という。)又は空間線量率が  $2.5 \mu\text{Sv/h}$  を超える場所における作業を行う業務(以下「特定線量業務」という。)に従事する労働者については、現存被ばく状況を前提とする放射線障害防止措置である「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」(平成 23 年 12 月 22 日付け基発 1222 第 6 号。以下「ガイドライン」という。)に定める措置を実施すること。
- (2) (1)の措置の実施に当たっては、以下の事項に留意すること。
  - ア 内部被ばく測定については、ガイドライン第3の2の規定に関わらず、発電所構内で作業する労働者全員について、3月に1回(緊急作業従事者については1月に1回)実施すること。
  - イ ガイドライン第4の4に規定する作業届の提出は要さないこと。
  - ウ 防じんマスク等については、ガイドライン第5の5に規定に関わらず、作業場所の空气中的放射性物質の濃度に応じ、チャコールフィルター付き捕集効率 99.9%の全面マスクを含む適切なマスクを使用すること。
  - エ 労働者に対する教育については、電離則第 52 条の7に基づく原子炉施設において核燃料物質等を取り扱う業務に係る特別の教育を実施した場合は、ガイドライン第6の2の特別教育を実施したものとみなすことができること。

基安発 0423 第 2 号  
平成 24 年 4 月 23 日

福島労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長  
( 公 印 省 略 )

東京電力福島第一原子力発電所における被ばく管理の強化等について

別添のとおり東京電力株式会社取締役社長西澤俊夫あて通知したので了知するとともに、同事業場及び関係事業者を適切に指導されたい。